

大阪府告示第1169号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の11第1項の規定により、次のとおり放置等を禁止する区域及び物件を指定する。

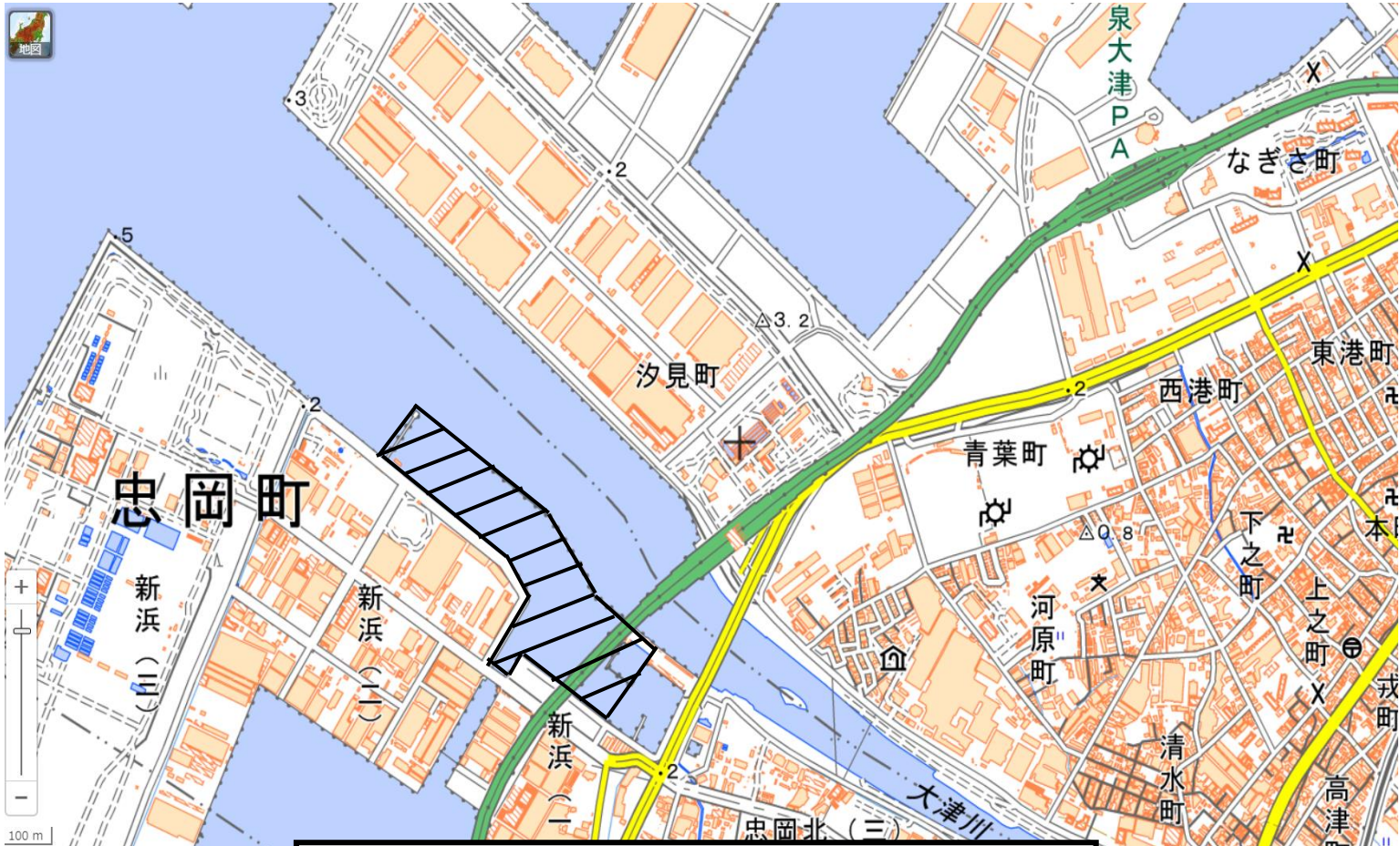
これらの指定は、令和6年9月2日から効力を生ずるものとする。

令和6年8月20日

大阪府知事 吉村 洋文

- 1 放置等を禁止する区域
 阪南港忠岡地区の一部（別図のとおり）
- 2 放置等を禁止する物件
 船舶、いかだ、船台、浮棧橋、棧橋、係留浮標、係留くい、物置、階段、はしご及びこれらに附帯する物

別図 阪南港忠岡地区



放置等を禁止する区域 